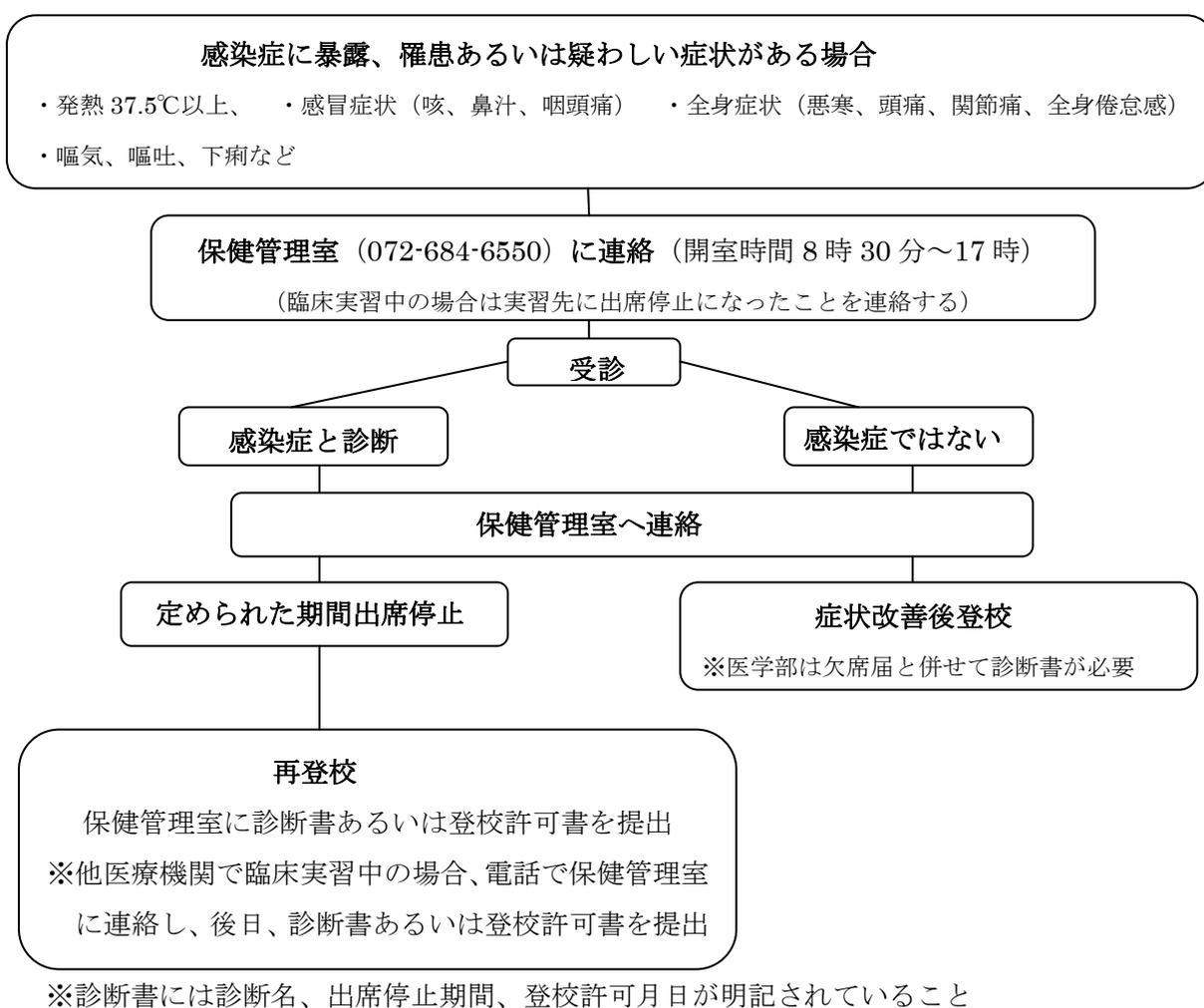


学校感染症における出席停止と手続きについて

本学では、学校保健安全法で定められた感染症（表1）に罹患または罹患した疑いがある場合、大学内での感染拡大を予防するため出席停止としています。また出席停止で講義・実習を欠席した学生に対しては、不利益にならないよう所定の手続きにより配慮をすることとしていますので、以下の手続きをして下さい。

本学は敷地内に附属病院があり、大学内での感染症発生は、院内感染を引き起こす原因にもなります。免疫力の低い患者様は感染症が重症化しやすく、時には死に至ることもあります。大学、病院内での感染症予防、感染拡大防止のため、十分に注意をし、責任ある行動をとって下さい。

【学校感染症に罹患または疑わしい症状がある場合の手続き】



■ 感染症と診断された場合、疑わしい症状がある場合は保健管理室に連絡

- ① 学校保健安全法で定められている感染症と診断された場合、又は疑わしい症状がある場合は、講義・実習に出席する前に保健管理室（072-684-6550）に電話連絡をして下さい。
（保健管理室の開室時間：8時30分～17時）
- ② 診断された、あるいは症状がある段階で連絡をして下さい。治癒後の連絡（事後報告）は学校感染症による欠席扱いとしません。

- ③ 他医療機関での臨床実習の場合、実習先の指導医に電話連絡をして「学校感染症に罹患し（疑わしい症状がある）、大学で出席停止となりました」といった旨を伝えて下さい。

■ 出席停止による自宅待機

- ① 感染拡大防止のため出席停止となりますので、保健管理室の指示に従って下さい。出席停止期間は感染症によって異なります（表1）。また出席停止期間は自宅待機とし外出などは避けて下さい。
- ② 臨床実習中の出席停止期間は、本学附属病院、あるいは実習先の医療機関の基準を優先します。
- ★ 附属病院の出席停止期間の基準

インフルエンザ：診断日を含め5日間かつ解熱後2日間とする
ノロウイルスによる感染性胃腸炎：症状が治まってから1日経過後とする

- ③ 学校感染症に罹患した疑いで医療機関を受診したものの、診断結果が学校感染症でなかった場合は、初診日からその疾患名が判明するまでの期間は講義・実習の配慮の対象となります。
- ※但し、事後報告は配慮しません。

■ 再登校の手続き

- ① 再登校する場合は、診断書（診断名、出席停止期間、登校許可月日が明記されていること）又は、本学の登校許可書を保健管理室に提出して下さい。登校許可書は保健管理室のHPからダウンロードできます。
- ② 附属病院以外の医療機関で臨床実習している場合、登校許可が出たことを保健管理室に電話連絡して下さい。診断書あるいは登校許可書は後日、提出して下さい。
- また医療機関によっては、診断書あるいは登校許可書の提出が求められる場合がありますので、その場合は複写を提出して下さい。
- ③ 医学部学生の場合：保健管理室から教育センターに報告をしますので、欠席届の提出は必要ありません。但し、学校保健安全法で定められた感染症以外の疾患で欠席する場合は、欠席届と診断書を教育センターに提出して下さい。
- ④ 看護学部学生の場合：診断書か登校許可書を保健管理室に提出して下さい。
- ⑤ 登校許可月日が明記されていない診断書は受付しませんので注意して下さい。再登校には、“感染の恐れがない”との医師の許可が必要です。

※ 咳エチケット、体調チェックなど基本的な予防が出来ていない学生が多いです。咳など症状があればマスク着用をして下さい。また体温測定して発熱がある場合は保健管理室に相談して下さい。

表 1. 学校感染症の出席停止期間（学校保健安全法第 19 条、同施行規則第 19 条）

| | 感染症の種類 | 出席停止期間 | 潜伏期間 |
|-----|--|--|---------------------------|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、 中東呼吸器症候群 、重症急性呼吸器症候群、特定鳥インフルエンザ | 治癒するまで | |
| 第二種 | 第 2 種については下記の期間、出席停止。ただし病状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるときは、この限りでない。 | | |
| 種 | インフルエンザ（特定鳥インフルエンザ H5N1 及び新型インフルエンザ等感染症を除く） | 発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで（発熱の翌日を発症後 1 日目とする） | 1 日～2 日 |
| | 百日咳 | 特有の咳が消失するまで、又は、5 日間の適切な抗菌薬療法が終了するまで | 6 日～15 日 |
| | 麻疹（はしか） | 解熱した後、3 日を経過するまで | 10 日～12 日 |
| | 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで | 14 日～24 日 |
| | 風疹（三日ばしか） | 発疹が消失するまで | 14 日～21 日 |
| | 水痘（みずぼうそう） | すべての発疹が、痂皮化するまで | 11 日～20 日 |
| | 咽頭結膜熱（プール熱） | 主要症状が消退した後、2 日を経過するまで | 5 日～6 日 |
| | 結核 | 症状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで | 結核菌の感染を受けても臨床症状の出現は一樣ではない |
| | 髄膜炎菌性髄膜炎 | 病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで | 1～10 日 |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、 流行性角結膜炎 、 感染性胃腸炎 、急性出血性結膜炎その他の感染症 | 病状により、学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで | |

※ 臨床実習中の出席停止期間は本学附属病院あるいは実習先の医療機関の基準を優先する。